

中小企業等経営強化法に基づく税制措置及び生産性向上特別措置法に基づく税制措置について

1. はじめに

中小企業者等（設備設置者、設備ユーザー）の設備投資を支援し、労働生産性の向上を図ることを目的として平成29年度税制改正により、「中小企業等経営強化法に基づく税制措置」が創設され、平成29年4月1日より施行され、運用中であります。

さらに、平成30年度税制改正により、「生産性向上特別措置法に基づく税制措置」が創設され、平成30年6月6日より施行されました。

一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下、「内発協」という。）は、2つの税制措置に対して生産性向上を示す証明書の発行をすることとしております。

今回、これらの税制措置で使用する生産性向上を示す証明書（経済産業省様式1）が、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、「証明書」という。）と共通化されましたので、税制措置の内容と証明書の発行について改めて通知いたします。

2. 両税制措置の概要

両税制措置は、中小企業等が①適用期間内に国や市町村から設備導入計画の認定を受け、②新モデルの設備を新規取得した場合に③税制措置が受けられるものです。

「中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要」

| | |
|----------|--|
| 税制措置の種類 | 中小企業経営強化税制（法人税の特例） |
| ①適用期間 | 平成29年4月1日～令和3年3月31日 |
| ②新モデルの設備 | ・生産性向上に質する指標が旧モデル比で年平均1%以上の設備 ・一定期間内に販売されたモデル |
| ③税制措置 | 法人税（国税）について設備の即時償却または取得額の税額控除7～10% |

「生産性向上特別措置法に基づく税制措置の概要」

| | |
|----------|--|
| 税制措置の種類 | 固定資産税の特例 |
| ①適用期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 |
| ②新モデルの設備 | ・生産性向上に質する指標が旧モデル比で年平均1%以上の設備 ・一定期間内に販売されたモデル |
| ③税制措置 | 固定資産税（地方税）が全額～1/2に減税 |

*各税制措置の詳細な情報は以下のURLを参照してください。

経営サポート「経営強化法による支援」：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

3. 内発協の対応

内発協は、対象資産区分「内燃力またはガスタービン発電設備」（建物付属設備）について生産性向上を示す証明発行団体として経済産業省に登録しており、以下の条件を満たす設備について証明書の発行を行います。

(1) 生産性向上の判断指標

- ・発電効率について新モデルが旧モデルに対して発電効率が年平均1%以上向上していること
- ・新モデルが発売開始から14年以内であること

(2) 内発協が生産性向上の証明を行う対象設備

最低取得価格60万円以上の防災用及び常用または常用防災兼用発電設備認証品とします。

なお、内発協認証品以外のコージェネレーションパッケージについての生産性向上の証明は「一般財団法人コージェネレーション高度利用センター」が実施する予定です。

3. 証明書発行申請手順

中小企業者等が証明書の発行を希望する場合、対象設備の認証取得者経由で内発協に依頼を行ってください。証明書発行の依頼があった場合、当該認証取得者は証明書発行申請書に所定の必要資料を添付して証明手数料（内発協の定めた金額 5,000 円〔税別〕）を納付し申請してください。

| 申請に必要な書類 | |
|----------|--|
| ① | 証明書発行申請書（内発協様式） |
| ② | 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（経済産業省様式1） |
| ③ | チェックリスト（経済産業省様式2） |
| ④ | 生産性向上証明に関する資料（各社で作成のこと） |
| ⑤ | 工事完了報告書の写し（申請時に未設置の場合は、設置後提出のこと） |

詳細は、会の「証明書に係る手続きスキーム図」を参照してください。

4. 本証明書に関する留意事項

本証明書は、対象設備の生産性向上を証明するもので、1枚で「中小企業等経営強化法の経営力向上設備としての証明書」、「生産性向上特別措置法の先端設備等としての証明書」として使用できます。

なお、減税措置適用を受けるためには、さらに市町村から設備導入計画の認定を受けることなどの要件を満たす必要がございますので、ご注意ください。

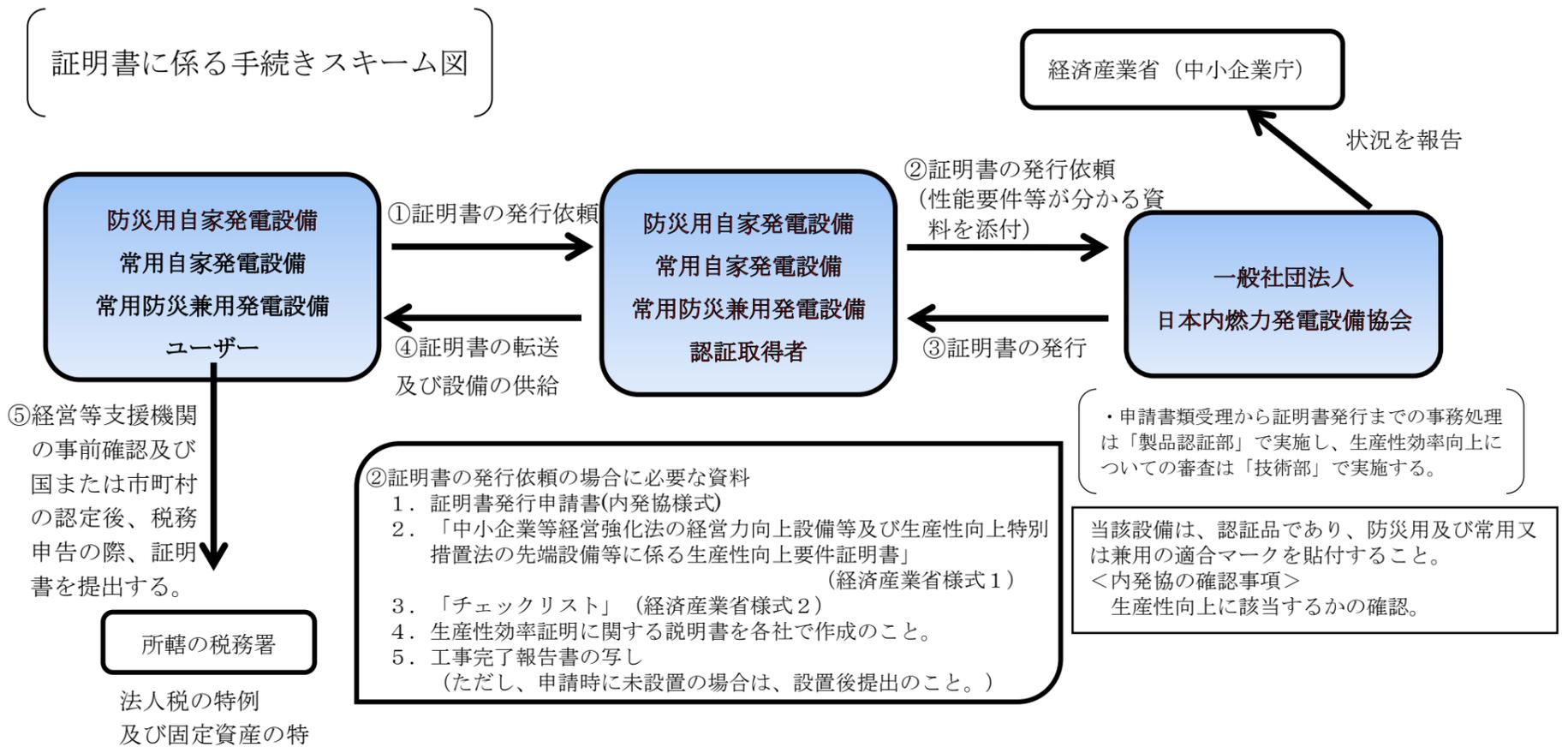
5. 関係省庁及び証明書発行に関するお問い合わせ

関係省庁：経済産業 中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803

証明書発行に関するお問い合わせ：

一般社団法人日本内燃力発電設備協会 製品認証部 河野
TEL:03-5439-4391

FAX:03-5439-4393 E-mail: kawano@nega.or.jp



税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考> 税制措置の対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|------------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て（※1） | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て（※2） | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備 | 全て（※3） | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア（※4） | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

- ※1 国税の措置について、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※4 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

生産性向上要件証明書 発行申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本内燃力発電設備協会
会長 今永 隆 殿

(申請者) 住 所 _____
名 称 _____
所属・役職 _____
氏 名 _____ (印)

下記認証品における発電効率向上の証明の審査を受けたいので関係書類、証明書申請手数料の振り込み受領書を添えて次のとおり申請します。

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| 生産性効率 | 発電効率向上 | | |
| 認証取得者 | | | |
| 認証事業所住所 | | | |
| 認 証 品 (適合マークを貼付するもの) | 対象品目 | <input type="checkbox"/> 防災用自家発電設備 <input type="checkbox"/> 常用自家発電装置 <input type="checkbox"/> 常用防災兼用発電装置 | |
| | 認証形式番号 | シリーズ番号 | |
| | メーカー型式 | 製造番号 | |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> ①経済産業省様式1「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」 <input type="checkbox"/> ②経済産業省様式2「チェックリスト」 <input type="checkbox"/> ③生産性向上の説明書(各社で作成) <input type="checkbox"/> ④工事完了報告書の写し(認証品設置後に客先引き渡し完了した趣旨の報告書。ただし、申請時に未設置の場合は設置後提出のこと。) | | |
| ※協会受付印 | 記 事 | | |
| | | | |

(注) 1. ※印の内は、記入しないこと。

| | |
|------------------|--------------------------|
| (一社) ●●●●工業会指定用紙 | |
| 整 理 番 号 | |
| ① ソフトウェア以外の場合 | <input type="checkbox"/> |
| ② ソフトウェアである場合 | <input type="checkbox"/> |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に
係る生産性向上要件証明書

| | | |
|---------|-----------|--|
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | |
| | 設備の種類又は細目 | |
| | 設備の名称 | |
| | 設備型式 | |
| | 本社名・事業所名 | |

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

| | | | |
|----------|---|---|--------------|
| 該当要件 | 一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか | ①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | | 1. 該当 2. 非該当 |
| 該当要件への当否 | | | 1. 該当 2. 非該当 |

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒

東京都●●区

一般社団法人●●工業会

会長 ●● ●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名: _____ 印 _____

(担当者氏名: _____)

(所 属: _____)

(担当者連絡先(電話番号): _____)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

| | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| (注3) 変更事項 | 変更前(都道府県名・市町村名) | 変更後(都道府県名・市町村名) |
| | | |

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条47項、第62条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

